

各地の便り

を準備中である。

●沖縄

元基地従業員で肺がんで亡くなったYさんは、長年のボイラーの修理作業という石綿曝露作業に従事したにもかかわらず、医学的な石綿所見が確認できないことのみを理由として不支給決定された。審査請求に続き、再審査請求も棄却されてしまった。ご遺族である妻のTさんは、この無念の思いをマスコミを通してでも訴えていきたいと記録集をまとめておられる。

●出稼ぎ

山形県から川崎の石油コンビナートに働きにきていたSさんの悪性胸膜中皮腫が8月14日川崎南労基署より労災認定された。10年近く通年出稼ぎで配管工として働き、2006年7月に75歳で亡くなった。県立新庄病院での死亡診断書の中皮腫という病名が、その後いったん否定されたが、癌研究所石川雄一医師の病理診断により再度中皮腫と確認され、認定にこぎつけることができた。

●その他

日本バルカーの下請けとして不二サッシの工場などで吹き付けアスベストの工事に従事し、肺がんで亡くなったAさんの労災が一人親方として特別加入していたことが判明し、労災認定になった。遺族で長男のKさんは、障害者の弟に年金が支給されようになったことは喜べるものの、元請けのバルカーに対しては責任を追及して「ガツンと言ってやりたい」と言っておられる。

川崎で長年配管の仕事をしていたHさんは、郷里の福岡県に戻ってから、数年間呼吸器疾患に苦しんでいた。お連れ合いも、労働基準監督署などに相談してきたが、会社がなくなってしまったこともあり、あまり要領を得ない。ホットラインを契機に手続きをアドバイスしたところ、良性石綿胸水で労災請求することになった。本省りん何などで若干時間がかかったが、2008年の夏に、ようやく労災認定された。

川崎の化学石油プラント工場のオペレーターとして働いていたMさんは、2008年1月肺がんと診断された。事業主証明が難航

したが、2009年3月、川崎南労働基準監督署に労災申請したが、4月にMさんは亡くなられた。遺族補償申請準備中。

2005年9月に悪性胸膜中皮腫で亡くなられたSさんは、ご家族からの相談から、職歴からみても、公務員の時代のアスベスト曝露が濃厚となった。公務災害申請準備中。

放電加工の開発に携わっているTさんは2009年2月、悪性胸膜中皮腫と診断され右胸膜肺の全摘手術を受けた。現在職歴確認中である。



(神奈川労災職業病センター)

医学的資料なくとも時効救済

岡山●アスベスト裁判支援する会も結成

岡山の造船所で約20年間に渡り配管工として働いたAさんは、19850年に肺がんで亡くなられた。死亡当時59歳だった。

アスベストが社会問題化し、2006年3月に石綿被害者救済法が制定された際に、造船所で働いていた時の同僚が、Aさんのご家族に「救済法」への申請手続きをすすめた。そこでAさんのご家族は、入院していた病院を次々と訪れたが、20年以上の前のことなので、どの病院にもカルテもレントゲンフィルムも残っていなかった。それでもAさんは、同僚の方々の話を頼り

に、2008年1月に岡山労働基準監督署へ石綿新法による申請を行った。

岡山労基署の調査では、Aさんが約20年間にわたり石綿に曝露する作業に従事していたことが確認されたが、診療録などの資料は保存年限経過のため全て廃棄されていることも確認された。こうした場合の対応について、厚労省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、以下のように記載されている。

「医療機関に診療録等の医証が全くない場合は、石綿にはば

く露したことを示す医学的所見の存在が確認できないことから、不支給決定を行うことになる。

なお、過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あてに相談されたい。」

そこで、岡山労基署は、Aさんが働いていた事業所において過去に多くの労働者が労災法及び救済法により認定されているため、本省あてに協議依頼を行った。その結果、「石綿ばく露作業時期及び作業内容から判断すると高度の石綿曝露を受けたものと認められ業務上と判断されたい」との回答があり、2008年8月に特別遺族一時金の支給が決定した。

石綿救済法の特別遺族年金（一時金）は、亡くなられて既に5年が経過し、労災保険での時効を迎えてしまった方が対象となる。しかし、亡くなられて5年が経過すると、病院がカルテやフィルムを保存しておく必要がなくなり、医学的資料が廃棄されてしまう（最近ではマイクロフィルムで保存する医療機関が増えている）。そのため、「医学的資料がないから」との理由で、救済されない方が続出していた。

今回のように、医学的資料が全くなく、しかも20年以上も前の肺がんが、同一事業場での労災認定事例や石綿曝露作業の内容に基づき認定される事例は極めて稀である。全国の労基署において、同じような対応を願

いたいものだ。

× × ×

5月21日、岡山国際交流センターにおいて、「岡山・アスベスト裁判を支援する会」の結成総会が開催された。会が発足するきっかけとなったのは、2009年1月23日にクラレの各工場（岡山・倉敷・玉島・西条）において熱絶縁作業に従事した山陽断熱の元従業員・遺族が、工事を発注したクラレと山陽断熱に対して、総額1億4,300万円の損害賠償を求める訴えを岡山地裁に行ったこと。

この間、岡山県においてアスベスト被害者の救済や支援を行ってきた団体や個人が話し合いを重ね、クラレ・山陽断熱アスベスト損賠裁判を支援するとともに、今後増えることが予想される岡山におけるアスベスト裁判を支援し、被害者の掘り起こしと労災認定に向けた支援を行うため、「会」を結成する運びとなった。

結成総会では、会の目的として「じん肺や肺がん・中皮腫などに苦しむ患者と家族、そして

遺族が、正当な補償を受けるために活動を行う」ことが確認された。また、当面の活動として、裁判の傍聴や裁判の勝利に向けた活動を行うとともに、アスベストによる被害者の掘り起こしや労災認定に向けた支援を行うことが確認された。

総会では、クラレ・山陽断熱アスベスト損賠裁判の弁護団の一人である奥津亘弁護士より、この裁判の意義について次のような話がされた。

「クラレは、人造絹糸の製造会社として大原孫三郎によって設立された。しかし、今では下請労働者の労働災害に目をつぶる会社になっている。企業は利益のためには何でもする。便利なもの、儲けのあるものを追及していくが、そこには危険が伴うことがある。その危険性を取り除くことが、会社の社会的責任である。遺族の無念さを引き継ぐために、会社の安全配慮義務を問う」。



（ひょうご労働安全衛生センター）

PC・FAX作業で腱鞘炎

東京●A・Mさんからの寄稿

2007年1月末より食品卸の会社で勤務しています。主な仕事はFAXやメールで届いた発注書を専用の受発注システムへ入力し、倉庫への出荷指示を作

成・送付することですが、倉庫への締め切りが午前11時と時間の制限があります。普通に入力すると約2時間かかる作業ですが、会社の出社時間が午前10時・